

# 10連休中の過ごし方

竜北中学校 生徒指導部 4月26日(金)

**4月29日(月) 昭和の日**      **4月30日(火) 退位の日**  
**5月 1日(水) 即位の日**      **5月 2日(木) 国民の休日**  
**5月 3日(金) 憲法記念日**      **5月 4日(土) みどりの日**  
**5月 5日(日) こどもの日**      **5月 6日(月) 振替休日**

今年のゴールデンウィークは、平成から令和へと時代が変わることに関連して10連休です。楽しみではあると思いますが、人出も多く、いろいろな犯罪や非行などもこの時期に多発しています。みんなで気をつけて生活しましょう。

また、この休みの間に、これまでの1ヶ月の学校生活をよく振り返り、反省しながら、新しい学年への心構えを再確認しましょう。

## 1 家庭生活について

- (1) 生活設計をし、規則正しい生活をしましょう。【**五点固定運動**】
- (2) 家族の一員としての自覚を持ち、進んで家の手伝いをしましょう。
- (3) 一日一汗、健康的な毎日を送れるよう心がけましょう。
- (4) 情報通信機器の使用について**家庭内のルール**を作り、自分の身は自分で守りましょう。

## 2 外出について

- (1) できれば制服での外出を！午後6時までは帰宅しましょう。
- (2) 行き先・目的・同伴者を保護者に告げて、帰宅時間を守りましょう。
- (3) 保護者を伴わない**外泊は絶対にしない**てください。
- (4) **海、川などの危険な場所へは立ち入らない**てください。
- (5) **生徒たちだけでの遊技場等（ゲームセンター、ゲームコーナー、カラオケボックス、ネットカフェ等）への出入りは禁止**です。（保護者同伴で！）
- (6) 公共の施設や店舗等では、マナーを守った行動を心がけましょう。

## 3 事故防止について

- (1) 自転車の運転については、竜中生としての高い意識を持ちましょう。
- (2) 金品を脅し取られる等の被害にあったら警察や学校にすぐ届けましょう。（必要以上のお金を持ち歩かないようにしよう！）

# 「祝日の意義」

## ◇4月 29 日「昭和の日」

昭和天皇の誕生日。昭和時代は天皇誕生日だったが、平成になってから「みどりの日」と改められた。緑に親しみ、自然の恩恵に感謝する日。「祝日法」の改正により、2007(平成19年)年より「昭和の日」となった。

## ◇4月 30 日「天皇退位の日」 ◇5月 1 日「天皇即位の日」

天皇の即位に際し、国民こぞって祝意を表するため、天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成30年法律第99号）が平成30年12月14日に公布され、即位の日及び即位礼正殿の儀が行われる日が休日（祝日の扱い）となりました。

## ◇5月 3 日「憲法記念日」

日本国憲法が施行された日を記念してお祝いする日。この憲法は、1946（昭和21）年11月3日に公布され、1947（昭和22）年5月3日に施行された。憲法は、国の基本となるきまりで、日本国のすべてのきまりがこの憲法をもとにして作られている。

この憲法の精神を、私たち国民の一人ひとり、毎日の暮らしのなかで常に意識し、その目的の達成のために努力しなければならない。みなさんが、学校で勉強していることもこの憲法のきまりをもとにしたものである。

## ◇5月 4 日「みどりの日」

昭和60年の祝日法の改正により、国民の祝日には含まれた平日（火曜日～土曜日の場合）は休日となった。昭和61年から実施。「祝日法」の改正により、2007(平成19年)より「みどりの日」となった。

## ◇5月 5 日「こどもの日」

昔から、端午（たんご）の節句（せっく）として、男の子の成長を祝い、幸福を祈る行事が行われてきた。



（女の子の成長を祝うのは桃の節句）そして、昭和23年、国民の祝日に関する法律が公布されて、この日が「こどもの日」（子どもの人格を重んじ、子どもの幸福をはかるとともに、母に感謝する）と定められた。

**将来の日本を支えるみなさんは、社会全体の宝なのです。**